

交付決定後の流れ

1. 申請者と施工業者で工事請負契約書を取り交わしてください

契約日は「交付決定通知書」記載の交付決定日以降の日付でお願いします。

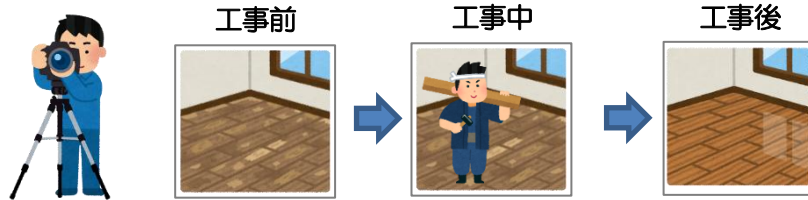
⚠️ 交付申請時に、申請書記載の誓約事項に承諾した場合、申請日以降の契約が可能です。



2. 工事個所の工事前・工事中・工事後の写真を撮影してください

・工事を行ったことが確認できるように、同じアングルで撮影してください。

⚠️ 確認ができる写真がない場合、補助金の交付が行えませんのでご注意ください。



3. 工事と支払いが終わったら、実績報告書兼請求書を提出してください

実績報告書兼請求書に添付する書類

- ① 工事請負契約書の写し（1の書類）
- ② 工事費支払い領収書の写し ※申請者（＝契約者）の名義になっていること
※「領収書の金額＝総工事費」になっていること
- ③ 工事写真（2で撮影した**工事前**・工事中・工事後の写真）
- ④ 工事内訳明細書（工事内容に変更があった場合のみ必要。値引きの場合は不要です。）



提出期限

令和9年2月26日（金）まで

（交付決定日以降にご提出ください）

提出場所：本庁舎3階都市計画課または各市民センター



4. 補助金をお支払いします

- ・申請書にご記入いただいた口座にお振込みします。
- ・実績報告兼請求書を受付した月の翌月末頃にお支払いする予定です。

こんなときは

● 工事内容に変更があったとき

・実績報告書提出時に「工事費内訳明細書」を添付してください。（様式は任意です）

※施工業者の値引きによる変更の場合は不要です。

※工事費内訳明細書は、数量が確認できるものをご提出ください。

⚠️ 工事の変更により、補助対象経費が50万未満となった場合は、補助対象外となります。

● 補助金の申請を取りやめるとき

・予定していた工事を取りやめた場合は「辞退届」の提出をお願いします。

・「辞退届」は都市計画課、各市民センターまたは南魚沼市ウェブサイトよりご取得ください。

⚠️ 決まりしだい、速やかに提出をお願いいたします